

資 料

ニュージーランドにおける懲罰的損害賠償金を めぐる問題の立法による解決⁽¹⁾

佐 野 隆

- 1 はじめに
- 2 ダニエルズ対トンプソン事件控訴院判決
- 3 ダブリュ対ダブリュ事件枢密院司法委員会判決
- 4 1998年事故保険法第396条
- 5 結 語

1 はじめに

ニュージーランドにおける懲罰的損害賠償（exemplary damages）⁽²⁾に関する1つの発展について、以前に紹介した⁽³⁾。そこでは、過失を理由とする事件

-
- (1) 本稿はニュージーランド法を検討の中心対象とするものである。したがって、ニュージーランド国内における最高裁判所に相当する Court of Appeal に対して、単に「控訴院」という訳語を当てる。他の国に言及する場合は、それぞれの国名を頭に付す。また、本文中に出てくる賠償金の額はニュージーランド・ドルである。
 - (2) ここにいう懲罰的損害賠償は、“exemplary damages” とか “punitive damages” とかいろいろな呼び名で呼ばれる、非補償的賠償（non-compensatory damages）である。もっとも、補償が目的ではないので損害賠償というのはミスリードであるが、従来の用語法に従い、文脈に応じ懲罰的損害賠償または懲罰的損害賠償金の語を用いる。しかし、注意しなければならない点は、“aggravated damages” と呼ばれる損害賠償金との区別である。加重的損害賠償金と一般に訳される “aggravated damages” は、現在では補償的な賠償金（compensatory damages）として分類されている（Stephen Todd, *The Law of Torts in New Zealand* (2nd ed.), 1225–1226頁（Brooker’s, Wellington, 1997）参照）。
 - (3) 拙稿「ネグリジェンスを理由とする懲罰的損害賠償金に関するニュージーラ

にまで、懲罰的損害賠償の利用を拡大する動きがみられた。しかし、その後、ここに紹介するダニエルズ事件控訴院判決⁽⁴⁾により、一定の刑事手続を経た被告に対しては、民事裁判による懲罰的損害賠償を完全に認めないとする判決が下された。この判決に対して、立法府は、極めてすばやく反応し、判決から1年を待たずに、判決の中身を覆す立法を制定した。もっとも、ダニエルズ事件の一部の原告は、控訴院判決を不服とし枢密院司法委員会 (Judicial Committee of the Privy Council, 以下「枢密院」と記す) に上訴した。枢密院は、立法とは逆に、控訴院判決を支持する決定を下した。本稿では、一部時間的には前後するが、ダニエルズ事件控訴院判決、同判決からの上訴にあたるダブリュ対ダブリュ事件枢密院判決⁽⁵⁾、立法の順に現状にいたる推移を概観する。

本稿の出発点は、イギリス、オーストラリアおよびニュージーランドにおける懲罰的損害賠償に関する比較検討の中にあった。いわゆる「英米法圏」の中から、上記3カ国を比較検討の対象としようとしたことには、いくつかの理由がある。まず、アメリカは、現在英米法圏の中で日本に対して最も影響を与えている状況にあると思われるが、主に2つの理由で対象外とした。第1に、多くの研究成果がすでに紹介されていることである。逆のいい方をすれば、アメリカの状況に比べて、上記3カ国の状況に対する紹介があまりなされていないことになる。第2の理由は、アメリカにおいては、陪審制度、成功報酬制の下で司法運用がなされ、その結果として示される賠償額も、時として著しく高額になることがあるため、他の英米法圏の国々との比較が質的な違いを生じる可能性があると思われるからである。

次に、上記3カ国を取上げた理由は、いずれも“Commonwealth”に属している点である。確かに、これら3カ国は、それぞれの法発展の際にアメリカにおける法状況を考慮に入れる。しかし、これら3カ国間でのお互いに対する影響力という点では、アメリカ法が与える影響よりも大きいように思われる。このことの原因の1つがCommonwealthという1つの国家連合の構成国であるといえる。つまり、司法的には、オーストラリアからの枢密院への上訴はすでに廃止されているが、ニュージーランドからの上訴は依然認められていることに示されるように、3カ国には、今なお強い法的伝統を共有しているといえる。

ンドの判例」比較法学第31巻第2号221頁(1998)。

(4) *Daniels v Thompson* [1998] 3NZLR 22.

(5) *W v W* (Privy Council Appeals Nos 47 & 52 of 1998, 19 January 1999, unreported).

さらに、今日では中心的役割を果たしえなくなってきたとはいえ、依然として大きな影響力を有しているイギリスで1997年12月に法律委員会により懲罰的損害賠償に関する報告書⁽⁶⁾が出された。また、個人的には、1998年9月に早稲田大学比較法研究所主催の国際シンポジウムの際に報告者の1人であるメルボルン大学法学部教授 M. Tilbury 先生の“Regulating ‘Criminal’ Conduct by Civil Remedy: The Case of Exemplary Damages”を通訳することになり、そのための準備をかねて短期間ではあるがメルボルン大学で Tilbury 先生から直接オーストラリアにおける懲罰的損害賠償に関する状況について学ぶ機会を得た。このような理由から、イギリス、オーストラリアおよびニュージーランドの比較検討を考えたわけである。

ところが、冒頭に示したように、ニュージーランドにおいてはこの1年間（1998年2月－1999年1月）に急展開がみられた。また、比較的安定的な発展を続けてきたと思われたオーストラリアにおいても、後に簡単にふれるように、1998年11月のオーストラリア連邦最高裁判所の判決⁽⁷⁾により、変動の兆しとも考えられる動きが出てきた。さらに、イギリスに関しては、1997年の法律委員会報告書の公表以後あまり進展がみられていない。このような状況を踏まえ、本稿では、前回紹介したニュージーランドの法状況のフォロー・アップの意味で、最も激しい動きを示した、ニュージーランドの状況を検討する。

2 ダニエルズ対トンプソン事件控訴院判決⁽⁸⁾

(1) 事実関係および争点

本件は、別個に提起された4つの事件が併合審理されたものである。4つの事件の共通点は、懲罰的損害賠償の請求理由が性的虐待行為であり、さらに、かかる行為を理由とする刑事手続がすでにとられていた点である。ただし、4件のうち1件は時効により訴えの提起が認められないとの判断が下された。し

(6) Report on Aggravated, Exemplary and Restitutionary Damages, Law Com No 247 December 1997.

(7) *Gray v Motor Accident Commission* 73 ALJR 45 (1998).

(8) ダニエルズ事件控訴院判決に関する評釈として、懲罰的損害賠償に反対する立場から、John Smillie, “*Exemplary Damages and the Criminal Law*” (1998) 6 Torts L J 113, および、懲罰的損害賠償を支持する立場から、Joanna Manning, “*Daniels v Thompson: Double Punishment or Double Trouble?*” [1998] NZL Rev 721参照。

たがって、ここでは、それを除く残り 3 件について検討を加える。それぞれの事件の具体的な事実関係は以下の通りである。

ダニエルズ対トンプソン事件 (*Daniels v Thompson*, CA 86/96)

原告と被告は、1988年7月から1991年7月までの間、同棲していた。その後 2 人の関係は終了した。原告は、自己の物であると主張する財産の返還請求訴訟を提起した。これに対し、被告は反訴した。被告の主張では、1991年7月19日に原告は被告を誘拐した。また、原告は被告を3度にわたり強姦したと被告は主張している。被告は原告に対して、不法監禁 (false imprisonment) を理由に、苦痛 (distress) に対する一般的損害賠償金 (general damages) と、21,000ドルの懲罰的損害賠償金、および、3度にわたる強姦を理由に50,000ドルの懲罰的損害賠償金を請求した。原告は、刑事裁判において、起訴状に示された訴因 (count) のうち1度の強姦に対するものを除いて、有罪判決を受けた。原告は約8ヶ月の拘留の後、禁錮9年の刑の宣告を受けた。原告は、被告の請求には原因がないとして請求を退ける申立をしたが認められなかった。かかる決定に対する再審理を求める申立がなされた。当該申立は1996年2月14日の命令により控訴院に移送された。

ジェイ対ベル事件 (*J v Bell*, CA 103/97)

原告 (控訴院判決当時10歳) は、1996年2月から同年5月までの間に被告により性的虐待を受けた、と訴訟のための後見人 (guardian ad litem) を通して主張した。このことを理由に、原告は金額を特定しない填補賠償金 (compensatory damages) と200,000ドルの懲罰的損害賠償金を被告に対して請求した。被告は、刑事手続において、1996年2月から5月までの間に起こった原告に対する性的虐待に関する各訴因を認め有罪の答弁をした。その結果、被告には、1年の執行猶予付きで禁錮2年の有罪判決が下された。また、被告には一定期間の拘留 (periodic detention) と保護観察 (supervision) の刑が言渡された。1997年2月13日に以下の法的問題を控訴院に付託する命令が出された。

「1990年ニュージーランド権利章典法 (New Zealand Bill of Rights Act 1990) 第26条により、刑事事件において同一の訴訟原因に関して有罪判決を受け処罰された被告に対して、民事事件において懲罰的損害賠償を求めることは妨げられるか。」

ダブリュ対ダブリュ事件 (*W v W*, CA 104/97)

原告は被告精神分析医の患者であった。1986年7月から1994年6月までの

間、原告は定期的に被告によるカウンセリングと治療を受けた。原告の主張では、1987年2月から1989年5月までの間、原告は被告から多数にわたる性的虐待を受けた。性的虐待行為に基づく3つの訴訟原因（cause of action）が主張された。それらは、身体に対するトレスパス（trespass to the person）、ネグリジェンス（negligence）および信託義務違反（breach of fiduciary duty）であった。250,000ドルの懲罰的損害賠償金が原告が求めた唯一の救済であった。被告は刑事訴追されたが、8日間にわたる正式事実審理（trial）の後、示されたすべての訴因について無罪（acquit）となった。控訴院では以下の点が問題となった。

「陪審審理において被告の無罪が言渡された性的虐待に関して、原告は懲罰的損害賠償を求めて被告を訴えることができるか。」

(2) 控訴院判決

控訴院は、1997年9月1日および2日の2日間審理をした後、1998年2月12日に判決を言渡した。判決は4（Richardson P, Gault, Henry, Keith JJ）対1（Thomas J）の多数で、懲罰的損害賠償請求をすべて退けた。多数意見はヘンリー裁判官により代表され述べられた。

多数意見は、上記事実関係の下で、争点を以下のように分類した。

(i) 1990年ニュージーランド権利章典法第26条第2項により、すでに刑事処分を受けた者に対して、刑事処分の原因となった行為を理由とする懲罰的損害賠償金を民事裁判で求めることは禁じられるのか否か。

(ii) 民事手続において懲罰的損害賠償金を請求する原因となった行為に関して、すでに刑事訴追が行われ有罪判決が下されている場合に、懲罰的損害賠償金を請求することは可能か否か。

(iii) 民事手続において懲罰的損害賠償金を請求する原因となった行為に関して、すでに刑事訴追が行われているが無罪となっている場合に、懲罰的損害賠償金を請求することは可能か否か。

(iv) 民事手続において懲罰的損害賠償金を請求する原因となった行為に関して、すでに刑事訴追が行われているがいまだ判決が下されていない場合、または、いまだに刑事訴追が行われていないがその可能性がある場合、懲罰的損害賠償金を請求することは可能か否か。

多数意見が前提としたのは次の点であった。それは、私法上の救済手段として懲罰的損害賠償の特異な点は、処罰が付随的な目的ではなく主たる目的であるということであり、したがって、懲罰的損害賠償の目的は処罰と抑止にある

点である⁽⁹⁾。そこで、以下多数意見の中に示された上記 4 点に対する判断を順にみてみる。

(i) 1990年ニュージーランド権利章典法第26条第2項

1990年ニュージーランド権利章典法第26条は以下のように規定する。

第26条 遡及的刑罰および二重の処罰の危険

第1項 何人も、行為または不行為が生じた時点でのニュージーランド法に基づき犯罪を構成しない行為または不行為で有責の責めを負わないものとする。

第2項 最終的に、ある犯罪につき無罪、または有罪もしくは恩赦となった者は、そのことを理由に再度、審理または処罰されないものとする。

本件において争われたのは第26条第2項であったが、多数意見を述べたヘンリー裁判官は次のように述べた。

「第26条第2項に立ち戻る。明らかに、第26条第1項は刑事手続に言及しているにすぎない。論理的に、第2項も同様に解釈されるべきである、ということになると思われる。第2項は、すでに無罪または有罪の対象となった犯罪を理由とする審理を禁じている。恩赦を含めていることは現在の目的にとって重要ではない。——恩赦は見做し無罪 (deemed acquittal, 1961年犯罪法 (Crimes Act 1961) 第407条) であり、明らかに刑事法に違反する犯罪に関連している。『最終的に……犯罪につき無罪、または有罪』は、すでに審理が行われた法に違反する犯罪に関連する刑事手続にのみ言及しうるにすぎない。禁じられているのは同一の犯罪に対するさらなる審理で、それは無罪または有罪となるかもしれない審理のことである。同規定は、民事責任の形に帰結しうる審理に関するものではない。刑事訴追は訴追を生じさせた同一の事実に基づく民事手続を阻むということが、法であったことは決してない。……したがって、同規定の範囲内に来るさらなる『審理』は刑事手続にすぎない、ということではなければならない。

第26条第2項の『処罰され』の文言は異なる意味合いを持ちえない。同文言もまた、刑事過程に関係し、同過程の中の処罰の機能が再び行われることを避けるものである。審理および処罰は双方とも同一の事項について述べられているものと解釈されなければならない⁽¹⁰⁾。」

ヘンリー裁判官は、さらに、

(9) [1998] 3 NZLR 22 at 28-29.

(10) Ibid. at 33-34.

「……第26条第2項は、刑事訴追が、有罪判決の後の量刑の宣告にまでいたってようがいまいが、終局にいたっているとき、懲罰的損害賠償の請求を絶対的に妨げるものとはならない⁽¹¹⁾。」

と結論付けた。このように、多数意見は、1990年ニュージーランド権利章典法第26条の規定により、懲罰的損害賠償金の請求が退けられるものでないと判示した⁽¹²⁾。

(ii) 有罪判決が下されている場合

ヘンリー裁判官は、まず、懲罰的損害賠償を支持する主な主張と、それに反対する主な主張をそれぞれ3つずつ指摘した⁽¹³⁾。支持する主張は ①民事裁判を提起しコントロールする権利、②刑事手続と民事裁判の性質上の相違、そして、③刑事的制裁の不適切さである。反対する主張は、①二重の処罰の回避、②刑事上の処罰を科す際に刑事法により与えられる保護を維持することの望ましさ、そして、③裁判所により科される処罰に関連する問題である。これらの相反する主張があることを認めた上で、ヘンリー裁判官は次のように述べた。

「すでに示したように、懲罰的損害賠償金を認める根底にある正当化理由は、著しく正義に反する (outrage) 行為を処罰しそれが繰り返されることを抑止することにある。それは、被った侵害および損失を理由に被害者に対して補償することではなく、行為が行われたやり方に対する社会の非難を印すことである。したがって、法と法による刑事手続により、社会がことごとに対してすでに刑罰を執行しているならば [懲罰的損害賠償を認める] 正当化理由は、完全にではないが、ほとんどなくなるということではなければならない⁽¹⁴⁾。」

さらに、ヘンリー裁判官は、

「懲罰的損害賠償金を認める根本的な理由を申立てられた行為を処罰することであることが一度受け入れられるなら、すでに同一の行為を理由に有罪判決と量刑の宣告がなされているのなら、その行為に対する処罰はすでに行われたこととならなければならない。同様に抑止が求められるなら、宣告された刑がその要素を示す⁽¹⁵⁾。」

(11) Ibid. at 34.

(12) 本件において唯一の反対意見を述べたトーマス裁判官も、この点については多数意見と同じ結論を示している (Ibid. at 57-58)。

(13) Ibid. at 46

(14) Ibid. at 46.

(15) Ibid. at 47.

と判示した。その上で、他の刑事法上の制度との関係で懲罰的損害賠償を検討した。とりわけ、被害者影響報告書 (victim impact report) が被告の量刑の際に考慮される点⁽¹⁶⁾、あるいは、刑事手続の過程で被害者に対する補償が考慮される点⁽¹⁷⁾、または、罰金の全額または一部が被害者に対して支払われること⁽¹⁸⁾などを指摘した。そして、これらの規定は、民事裁判において懲罰的損害賠償金が果たすと考えられている役割の一部を果たしていることを示すものであるとした⁽¹⁹⁾。

このような考察をした後で、ヘンリー裁判官は、問題は結局は政策 (policy) の判断であるとし、以下の結論にいたった。

「問題が容易なものでないこと、そして、反対論にはそれぞれ説得力があることを認めつつも、適切な考慮があらゆる関連する要因に、とりわけ、懲罰的損害賠償金の根拠をなしている目的、処罰に値する行為を処罰する必要性を社会のために裁判所により現行の刑事法が満たすことができること、そして、被害者の利益が刑事手続において認められていることに払われるなら、有罪の結果に終わった刑事上の行為を理由とする懲罰的損害賠償を維持し続けることはもはや正当化されえないことに我々は得心する⁽²⁰⁾。」

さらに、有罪決定後の免責 (discharge) についても検討を加えた⁽²¹⁾。結論としてヘンリー裁判官は、有罪決定後の免責についても、刑罰が科された場合と同様に考えるべきという判断をした。その理由として、免責の決定を下す際に、裁判所は問題となった行為がさらに処罰や抑止に値するかどうかを慎重に判断することをあげた。

このように一度有罪決定が下されれば、もはや、その有罪決定の原因となった行為を理由に、民事裁判において懲罰的損害賠償を求める訴えは全く認められないとの明確な判断が下された。

(iii) 無罪判決

多数意見は、無罪判決が出されていることが民事手続を一般的に禁ずるものでないことを認めた上で、懲罰的損害賠償を求める民事手続と、すでに同一の

(16) 1987年犯罪被害者法 (Victims of Offences Act 1987) 第8条第1項。

(17) 1985年刑事裁判法 (Criminal Justice Act 1985) 第11条。

(18) 1985年刑事裁判法第28条。

(19) [1998] 3 NZLR 22 at 47.

(20) Ibid. at 49.

(21) Ibid. at 50.

行為について無罪判決が出されている刑事手続とを手続の濫用（abuse of process）の観点から検討し、次のように述べた。

「犯罪者を処罰するという刑事法の目的とは完全に独立し、別個の目的である、違法な行為の被害者に対して補償を与えることを目的とする他の私法上の手続とは異なり、懲罰的損害賠償は刑事上の制裁と同じ処罰目的を広く果たしている。処罰は国家主導で科されるのではなく、被害者により求められるものではあるが、異なった結果を得るために、非常に限定された大いに客観的で非個人的な方法で原告に対する違法な行為を矯正しうるにすぎない手続により、裁判所の民事手続を利用することは、手続の濫用となる。それは、賠償金が原告に対する補償ではなく、刑事上の処罰と同様に、社会が感じる著しい不正義さを理由とする社会への報いであるという意味で、非個人的である。刑事手続が本来の役割を果たせば、同一の刑事上の行為を理由に、国家主導ではなく被害者の手によるものではあるが、後に処罰を求める正当化理由はなくなるように思われる。再度、心しておかなければならない2つの重要な要因は、懲罰的損害賠償金の処罰の性格と、刑法犯罪に対して裁判所による裁量の制裁を科す点における刑事法の優越性である^{(22)。}」

そして、この考え方を支持するものとして、イギリスの判例を引き合いに出し、以下の見解を示した。

「ハンター対西ミッドランズ警察長官（*Hunter v Chief Constable of the West Midlands Police* [1982] AC 529）事件判決において、警官による暴行を理由とする民事上の請求は、それ以前の刑事事件の事実審理の中で裁判官が暴行は行われなかったと認定したので、退けられた。以前の決定に対する追加の攻撃を開始するために民事訴訟を利用することは濫用であるというのが政策（public policy）の一般的ルールであると判示された。直接的には該当しないが、ハンター事件判決は、司法の適正な運用に反するやり方で裁判過程が利用されることを避けるために、裁判所により行使されるコントロールを示した^{(23)。}」

このような理由付けにより、多数意見は、一度刑事手続が開始され、無罪判決が下された場合に、その刑事手続で問題とされた行為を理由に民事裁判において懲罰的損害賠償を求めることは、手続の濫用であり、認められないと判示した。

(22) Ibid. at 51.

(23) Ibid.

(iv) 刑事訴追が終了していない場合

多数意見は、この問題を、有罪または無罪の判決により懲罰的損害賠償の請求が認められなくなるという原則から出発する。そして、次のように述べる。

「刑事訴追が開始されている場合には、民事上の訴えを進行することは、そのまさに基盤が消滅する可能性が存在する場合には、明らかに手続の濫用となろう。同一の争点が刑事法廷に持ち出されようとしている場合に、民事上の訴えを進行することは、やはり極めて不適切となろう。一般的に適用されるルールは、少なくとも刑事訴追が終了するまでは民事手続の中断を求める。刑事訴追がいまだ開始されていないが、刑事訴追がありそう (likely) に思われる場合は、第一次的な原則に対して一貫した完全な効果を与えるために、民事手続を中断することが適切であろう。訴追が行われないことが明らかにになって始めて「民事上の」訴えを進行する⁽²⁴⁾。」

そして、この判断の基礎となる考えを以下のように示した。

「刑事上の行為を扱う国家の役割が優先権をえ、私的利益による介入はかかる役割が完了するまで延期される。このルールは、ルールがない場合に刑事訴追に先行する民事上の訴えから生じるかもしれないいかなる変則も取り除くものであろう。このルールはまた、刑事上の犯罪に対して処罰を科すことは、本来そうであるべきように、第一次的には刑事法の役目であることを確実にするものでもある⁽²⁵⁾。」

以上のことから次の結論が得られた。

1990年ニュージーランド権利章典法第26条第2項の規定は、民事手続により懲罰的損害賠償の請求を妨げるものではない。しかし、刑事手続において有罪判決が下されていれば、刑罰が執行されようがいがまいが、刑事手続の原因となった行為を理由に民事手続で懲罰的損害賠償を求めることは、二重の処罰に当たり絶対に認められない。また、刑事訴追が行われたが無罪判決が出された場合は、民事手続で懲罰的損害賠償を求めることは手続に濫用に当たり認められない。そして、刑事訴追がすでに開始されているがいまだ終了していない場合、および、刑事訴追はいまだ開始されていないが訴追が行われる可能性がある場合には、無罪判決が出されている場合からの類推により、民事手続において懲罰的損害賠償を求める訴えは、手続の濫用となるとして、中断すべきである。

(24) Ibid. at 52.

(25) Ibid. at 53.

このように、ダニエルズ事件控訴院判決は、懲罰的損害賠償を求めたすべての請求を退けた。

3 ダブリュ対ダブリュ事件枢密院司法委員会判決

ダニエルズ事件における4人の原告のうち、ダブリュ事件およびジェイ事件の原告は、控訴院判決を不服とし枢密院に最終上訴した。枢密院では、5人の裁判官 (Lord Browne-Wilkinson, Lord Steyn, Lord Hoffmann, Lord Hobhouse of Woodborough, Lord Millett) が審理に参加し、1999年1月19日に判決が下された。判決は全員一致で、以下に示す理由で上訴を退けた。 Hoffman 裁判官1人が意見を述べた。

枢密院は、懲罰的損害賠償の主たる目的が被告を処罰することにあることから出発する。そして、このことから、お互いに関連するが別個の2つの問題が生じるとする。第1のより広い問題は、明らかに刑事法の領域である処罰に私法がどの程度まで関わるべきかという問題である。そして、第2のより狭い問題は、原則として懲罰的損害賠償が利用できる事件における、私法上の救済手段と刑事訴追の事実またはその可能性との相互関連の問題である。

枢密院は、より広い問題について、一方におけるイギリス法と他方におけるオーストラリア法およびニュージーランド法との間に相違が存在することを認める。つまり、ニュージーランド法においては、イギリス法とは異なり、懲罰的損害賠償を *ルークス対バーナード事件判決*⁽²⁶⁾において貴族院が制限したような状況にない点を確認する。そして、問題の解決が政策の選択による場合であり、その政策が国内の裁判所によりしっかりと形成されている場合には、枢密院は、枢密院に対して上訴がなされた原判決に対して干渉すべきではないとの基本的姿勢を再確認する⁽²⁷⁾。その上で、ニュージーランドにおいては、*テイラー対ピア事件判決*⁽²⁸⁾以来、数多くの事件で懲罰的損害賠償が認められてきており、この点に関してニュージーランド国内の裁判所によりしっかりと政策形成がなされていると判断する。したがって、枢密院はニュージーランド

(26) *Rookes v Barnard* [1964] AC 1129.

(27) PC Nos 47 & 52 of 1998, at 6, 19 January 1999. この考えを示す先例として、*Australian Consolidated Press Ltd v Uren* [1969] 1 AC 590および *Invercargill City Council v Hamlin* [1996] AC 624が示される。

(28) *Taylor v Beere* [1982] 1 NZLR 81.

において懲罰的損害賠償が幅広く利用されている現状を追認した。

次に枢密院は、より狭い問題について検討を加えた。ニュージーランドで以前にこの点について判断が下された事件がないとした上で、枢密院は、この問題もやはり政策の選択の問題であるとし、原則として、ニュージーランド控訴院の判断を支持した。しかし、このより狭い問題に関して、上訴人は控訴院の多数意見は法原則の判断の誤りを示すものであると主張したため、枢密院は次の2点に関して判断を示した。第1の点は無罪判決の効果に関してである。上訴人は、無罪判決の場合被告は刑事裁判所により処罰されていないので、懲罰的損害賠償を求めることで二重の処罰には当たらないと主張した。このことは確かに事実であるが、枢密院は、有罪判決と処罰の後には懲罰的損害賠償が認められないとすることの論理的一貫性のためには、無罪判決の場合であっても、懲罰的損害賠償を求める請求は認められないとする控訴院の判断を支持した。つまり、有罪判決が出されている場合には、被告に対する量刑がなされる。それは重い刑罰かもしれないし、軽い刑罰かもしれない。しかし、いかなる場合でも、裁判所は犯罪と犯罪者に見合った量刑を行う。そして、かかる量刑を別の裁判所が再考すべきではない。有罪判決が出されたが、刑が完全に免除される場合もある。この場合でさえ、他の裁判所による再考は認められない。このように考えると、無罪判決が出された場合も同様に考えるべきである。したがって控訴院の判断は正しい、と枢密院は結論付けた。

第2の問題は、裁判手続の濫用により訴えが退けられたことに関してである。上訴人は、世界の多くの地域で認められてきている訴訟方式に対して、手続の濫用であることを理由に訴えを退けたことは不公正であると主張した。この点に関して控訴院は、公的利益のために、実質的に同一の事実に基づいて刑事訴追が行われている事件では懲罰的損害賠償は認められないと判断した。そして、一度この法律上の問題に判断が下されれば、上訴人の訴えは失敗に終わり、控訴院の判決が正しく下されたものとの考えを枢密院は示した。

以上のように、判例法上は、刑事訴追の対象となる事実と実質的に同一の事実に基づき、民事裁判において懲罰的損害賠償を求めることは、ニュージーランドにおいては認められなくなった。

4 1998年事故保険法第396条

ダニエルズ事件控訴院判決に対する国会の反応はすばやかだった。刑事訴追の

対象となた行為と実質的に同一の行為を理由とする懲罰的損害賠償を求める民事訴訟を可能としようとする動きは、当初は、一部の議員が中心となり懲罰的損害賠償法案（Punitive Damages Bill）の提出という形で行われた。しかし、最終的には事故補償制度の運用全般に関する1998年事故保険法（Accident Insurance Act 1998）の中に規定されるにいった⁽²⁹⁾。同法は、1998年12月18日に成立し、懲罰的損害賠償請求に関係しない一部の規定を除いて、1999年7月1日から施行される⁽³⁰⁾。

同法第396条は、懲罰的損害賠償に関して以下のように規定する。

第396条 懲罰的損害賠償

第1項 本法のどの部分、および、いかなる法準則も、以下の結果をもたらす被告による行為を理由に、懲罰的損害賠償を求める訴訟手続をニュージーランドの裁判所に提起することを妨げない、

- (a) 本法に含まれる身体傷害（personal injury）、または、
- (b) 以前の諸法に含まれる身体傷害。

第2項 裁判所は、以下の場合であっても、第1項に記される行為を理由に懲罰的損害賠償を認めることができる、

- (a) 被告がすでに、懲罰的損害賠償を求める請求に関連する行為を含む犯罪で、起訴され、無罪判決を受けているか、または、有罪判決を受けている場合、または、
- (b) 被告がすでに、そのような犯罪で起訴され、1985年刑事裁判法（Criminal Justice Act 1985）第19条に基づき有罪宣告されずに免責された場合、または、同法第20条に基づき有罪宣告を受けかつ免責された場合、または、
- (c) 被告がすでに、そのような犯罪で起訴されているが、懲罰的損害賠償

(29) ダニエルズ事件に示されるように、懲罰的損害賠償を求める事件の多くは性的虐待を理由とするものである。現行の事故補償制度の根幹をなす1992年事故後の社会復帰および補償保険法（Accident Rehabilitation and Compensation Insurance Act 1992）の下では、性的虐待行為は事故による侵害とみなされ、補償の対象である。しかし、その額が少額である上に、以前の制度の下で認められていた苦痛を理由とする一時金が認められなくなった。このような事情により、性的虐待を理由とする懲罰的損害賠償を求める訴訟が増加していた。事故補償制度の維持に関わる1998年事故保険法のなかに懲罰的損害賠償請求訴訟に関する規定が置かれたのはこのような背景のためである。

(30) 1998年事故保険法第1条第4項。

を求める請求に対し裁判所が決定を下す時点で、起訴に基づく審理が執り行われていない場合、または、

(d) 懲罰的損害賠償を求める請求に対し裁判所が決定を下す時点で、被告に対してそのような犯罪でいまだに起訴が行われていない場合、または、

(e) そのような犯罪を理由とする起訴に対する時効が成立している場合。

第3項 懲罰的損害賠償を認めるか否か、そして、もし認めるならその額を決める際に、裁判所は以下の点を考慮することができる、

(a) 懲罰的損害賠償を求める請求に関連する行為を含む犯罪を理由に、被告に対して刑罰がすでに科せられているか否か、および、

(b) 科せられているなら、その刑罰の性質。

この規定により、ダニエルズ事件控訴院判決は覆されるにいった。

5 結 語

ニュージーランドにおける懲罰的損害賠償を求める民事訴訟の可否に関する問題は、以上みてきたように、立法により一応の解決がみられた。もっとも、立法の成立からその施行までの期間があり、また、懲罰的損害賠償を認める制定法の成立の後に、ダニエルズ事件控訴院判決を支持する枢密院の決定が出されるといった点で、特にダニエルズ事件の原告にとっては、不公正な解決といえる。しかし、法制度としてみた場合、刑事追迫の対象となりうる行為を理由とする、懲罰的損害賠償を求める民事上の請求の可能性が開かれたわけである。そして、刑事上の処分は、民事訴訟において懲罰的損害賠償を認めるか否かの判断、および、認める場合の賠償額の決定の際に考慮されることになる⁽³¹⁾。

(31) この点に関しては、イギリスおよびオーストラリアにおいても、いくぶん類似している傾向があるように思われる。イギリスに関しては、法律委員会の報告書の中で、原則として有罪判決を受けた被告に対する懲罰的損害賠償を認めるべきではないとしつつも、有罪判決が出されたことで機械的に懲罰的損害賠償が認められなくなるとするのではなく、裁判所に裁量権を持たせる考えが採られている (Report on Aggravated, Exemplary and Restitutionary Damages, pars 5. 103-5. 115, Law Com No 247 December 1997)。オーストラリアでは、*Gray v Motor Accident Commission* 73 ALJR 45 (1998) を挙げることができる。同事件は、意図的にアボリジニーの男性を車で轢いた被告に対して、填補賠償と懲罰的損害賠償を請求した事件であった。下級審では、填補賠

確かに、ニュージーランドにおける懲罰的損害賠償の問題は特殊であるといえる。なぜなら、懲罰的損害賠償が、事故補償制度の制度上の不満を解消するために利用されてきた側面があるからである⁽³²⁾。そもそも、法原則上、変則(anomaly)であるといわれている懲罰的損害賠償が、ある法制度の不備を補う形で制定法上の承認を受けることは、変則の上に変則を重ねるようなものかもしれない。しかし、そこには何らかの形で現状の欠陥を修正していこうとする試みを感じられる。本稿では、制定法上の規定にいたる過程を紹介したにすぎないが、今後の解釈・適用、および、その下での判例の積み重ねをフォローすることで、法発展の行方を考察できると思われる。

償は認められたが、懲罰的損害賠償は認められなかった。原告は、懲罰的損害賠償が認められなかった点と、填補賠償の額が低すぎる点で、原判決を不服としオーストラリア連邦最高裁判所に上訴した。オーストラリア連邦最高裁判所は、ダニエルズ事件控訴院判決を考慮した上で、本件被告が実質的に同一な行為を理由に禁錮7年の刑を宣告されているので懲罰的損害賠償を認めることはできないと判示した。同判決は、一見したところ、ダニエルズ事件控訴院判決と同一線上にあると思える。しかし、同判決において懲罰的損害賠償が認められなかったのは、あくまでも当該事件の具体的事実関係に基づいてのことである。したがって、同判決は、法原則として、有罪判決が機械的に懲罰的損害賠償を退けるものであることを宣言したわけではない。

(32) 拙稿「ネグリジェンスを理由とする懲罰的損害賠償金に関するニュージーランドの判例」比較法学第31巻第2号221頁（1998）参照。